

# **基本方向を踏まえた具体化方策 及び検討事項 24 項目の取り組み状況**

**平成 23 年 10 月**

**会津若松市議会**

## 基本方向を踏まえた具体化方策及び検討事項 24 項目の取り組み状況

### 基本方向その1 公平・公正・透明な議会運営

#### (1) 二元代表制への適切な理解

議会改革として、今後、議会のあり方の検討、議会運営の基本原則、議員の行為規範等の検討を行うにあたり、より適切かつ円滑な検討が行えるよう、基本原理に対する共通理解と認識を図る。

##### 〔取り組み状況〕

平成20年6月に「議会基本条例」及び「議会議員政治倫理条例」を制定するとともに、平成20年9月には「会議規則」を、平成23年2月には「議会基本条例」を一部改正するなど、議会のあり方、議会運営、議員の行為規範等について、必要な修正を加えてきた。

##### 〔今後の方針〕

二元代表制への適切な理解については、「議会基本条例」及び「議会議員政治倫理条例」を制定・一部改正したことにより終了とするが、今後は、「議会基本条例」等の適切な運用に努めるものとする。

#### (2) 仮称・会津若松市議会「議会基本条例」の制定

##### 〔取り組み状況〕

公正・公平・透明な議会運営の実現を図るため、平成20年6月に「議会基本条例」を制定するとともに、平成23年2月には、市民と議会の関係をより明確にする観点から、同条例の一部を改正した。

##### 〔今後の方針〕

「議会基本条例」を制定及び一部改正したことにより終了とするが、今後は、同条例の適切な運用に努めるものとする。

#### (3) 仮称・会津若松市議会「議員政治倫理条例」の制定

##### 〔取り組み状況〕

議員と市民との新たな信頼関係を築く基盤として、平成20年6月に、「議会議員政治倫理条例」を制定した。

##### 〔今後の方針〕

「議会議員政治倫理条例」を制定したことにより終了とするが、今後は、同条例の適切な運用に努めるものとする。

#### (4) 政務調査費等の透明性の向上

平成19年度には政務調査費における領収書添付の義務化及び公開への制度改正を行うなど、一定の取り組みを行っているところであるが、今後もさらなる透明性の向上に向け、その見直しと改革を進める。

##### 〔取り組み状況〕

関係資料の全面公開のほか、議会ウェブページ、議会広報紙での使途状況を公開している。

##### 〔今後の方針〕

今後も透明性の確保に継続して取り組んでいく。

### 基本方向その2 市民本位の政策決定、政策監視及び評価の推進

#### (5) 執行機関との緊張感ある関係構築

法令等に特別の規定等のある場合を除き、これまでも執行機関の附属機関からは委員の辞退等を行っており、今後も継続して徹底する。

##### 〔取り組み状況〕

議会基本条例第9条において、執行機関との関係を規定するとともに、法令等に特別の規定等のある場合を除き、附属機関からの委員の辞退等を継続して行っている。

##### 〔今後の方針〕

今後も継続して取り組んでいく。

#### (6) 二元代表制を踏まえた一般質問のあり方の確認

##### ① 二元代表制を踏まえた一般質問のあり方の再確認

議事機関たる議会（≠議員）と執行機関たる長による「二元代表制」の原理を踏まえると、一般に、「重複質問が多いことは地方議会の欠点」との指摘がされている。

欠点とされる理由は、具体的には、「実際上は、Aという議員が質問し、市長が答弁する」が、「二元代表制という制度上は、A議員は見えざる市民全体をバックに質問しているはずなので、市長の答弁もまた、A議員のバックにいる見えざる市民全体に答弁するもの」と理解されるからである。また、かかる制度的前提にたてば、「質問と答弁」は、「A議員と市長の2点間のキャッチボール」ではなく、A議員を介在して、「市民全体と執行機関の長たる市長との2点間のキャッチボール」と理解されることにもなる。

このような原則も踏まえ、一般質問のあり方について、再確認を行う。

## ② 質問方式の再確認

現在の申し合わせ事項を踏まえ、一問一答方式の導入等も含め、見直しの必要性をを検討する。

## ③ 答弁方法の再確認

平成16年10月に申し合わせで確認した答弁方法（最初の答弁に部長等を加え、執行機関の組織順に答弁する方法）について、議会活性化の観点から、議会側としての再確認を行う。

### 〔取り組み状況〕

平成21年4月の議会運営委員会での確認をもとに、同年8月から、合議体である議会が政策面でまとまって執行機関に対峙していくため、議員の発言に対する権利保障を前提としながら、個々の議員間の一般質問の重複に関して、事前に会派間の情報交換を行うとともに、毎定例会ごとに、一般質問等について、総括を行っている。

一問一答方式の導入については、平成20年8月5日の議会運営委員会において、政策論議の論点の明確化という当該方式のメリットを十分享受できるよう、議員の質問内容のあり方とそのチェック機能強化を図ることが確認され、当面は、その導入を見合わせることでされた。

また、答弁方法（最初の答弁に部長等を加え、当局の組織順に答弁する方法）については、平成23年9月定例会から、質問の大項目単位での市長答弁を行うことが確認され、今後も順次見直しを行うこととされている。

### 〔今後の方針〕

二代表制を踏まえた一般質問のあり方の再確認については、事前に情報交換を行うなど、継続して取り組んでいく。

また、一問一答方式の導入については、質問内容のあり方等を検討する中で、研究していくとともに、答弁方法についても、今後も継続して、議会側としての再確認を行っていく。

## (7) 議決責任の明確化

### ① 議決責任明確化に係る研究

法的責任は生じなくても、議決責任に伴い生じうる政治的・道義的な責任等について、一定の制度的な位置づけが行えるよう、研究を進める。

### 〔取り組み状況〕

議会基本条例第8条に議決責任について規定するとともに、市民との意見交換会の場において、議決の経過や結果について報告を行い、議決責任の明確化を図っている。

また、議決の結果については、定例会終了後に発行する「議会広報紙」に、議員ごとの賛否一覧を掲載している。

**〔今後の方針〕**

議決責任の明確化については、議会基本条例に規定したことにより終了とするが、市民との意見交換会での報告や賛否の掲載等は引き続き実施する。

**(8) 自治法改正を踏まえた本会議や常任委員会のあり方の検討**

地方自治法の一部改正により、常任委員の複数就任が是認されるようになったが、今後の検討に当たっては、現在の常任委員会の再編成の必要性、委員会中心主義と本会議における総括質疑との関係の総括等も行いながら、そのあり方を見定めていく。

**〔取り組み状況〕**

地方自治法の一部改正による常任委員の複数就任も踏まえ、政策形成サイクル上の政策決定及び政策評価を有機的に連動させるため、予算決算常任委員会の設置について検討してきたことに加え、本会議における総括質疑のあり方についても、議会運営委員会における毎定例会の総括の中で継続して検討を行っている。

**〔今後の方針〕**

今後も継続して、予算決算常任委員会や会期のあり方を検討するとともに、常任委員会の再編成の必要性や総括質疑との関係の総括等も行いながら、本会議や常任委員会のあり方を検討していく。

**基本方向その3 開かれた議会運営の実現**

**(9) 本会議の中継、会議録の公開**

- ① 議会中継システムの運営
- ② 老朽化の激しい「議場マイク・映像システム」の更新
- ③ 会議録検索システムの運用の拡充

**〔取り組み状況〕**

各支所等への議会中継を継続して実施するとともに、老朽化していた議場マイク・映像システムについては、平成20年度に更新している。また、会議録検索システムについても、引き続き運営している。

**〔今後の方針〕**

「議場マイク・映像システム」については、平成20年度に更新したことから終了とするが、議会中継システムの運営、会議録検索システムの運用の拡充については、継続して実施する。

## (10) 委員会及び協議会の公開

委員会は原則公開、また、協議会も制限公開を既に実施してきており、今後も公開のあり方について、研究していく。

### 〔取り組み状況〕

議会基本条例第5条において、「議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。」と規定し、原則公開として会議を開催している。

### 〔今後の方針〕

議会基本条例において整備したことにより終了とする。

## (11) 市議会ホームページの充実

### 〔取り組み状況〕

市議会ホームページについては、議会開催の案内、政策討論会の結果など、常に最新の情報を提供できるよう、随時その更新に努めている。

### 〔今後の方針〕

今後も継続して、更新に努めていく。

## (12) 正副議長の選出方法に係る調査研究

事実上の立候補制度等について調査研究していく。

### 〔取り組み状況〕

正副議長の選出については、議会運営に関する市民への説明責任を果たすため、平成21年3月に「議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会に関する実施要領」を策定し、同年5月臨時会より、事実上の立候補制である所信表明会が実施されている。また、平成23年8月臨時会においても同様の方法により所信表明会が開催されている。

### 〔今後の方針〕

実施要領に基づき所信表明会を実施していることにより終了とする。

## (13) 市民の議会への直接参加

- ① 「仮称・議会と市民との情報・意見交換会」の検討
- ② 広報議会を活用した意見募集のあり方について検討

### 〔取り組み状況〕

市民の議会への参加の場として、平成20年8月から、市内15会場において、地区別市民との意見交換会を実施している。また、政策分野ごとの分野別意見交換会も実施している。さらに、請願者・陳情者の出席を求め、請願者等の説明機会の確保に努めている。

市民の意見募集については、議会基本条例策定に当たって、パブリックコメントを実施し、市民からの意見募集を図った。

**〔今後の方針〕**

今後も継続して、市民の議会への直接参加に努めるものとする。

**(14) 議会傍聴の促進**

- ① 傍聴者への配布資料（既に実施）
- ② 傍聴者アンケートの検討

**〔取り組み状況〕**

傍聴者への配布資料については、一般質問項目、総括質疑項目を配布している。

傍聴者アンケートについては実施していないが、市民との意見交換会の中で議会傍聴についての意見をいただいている。

**〔今後の方針〕**

今後も継続して、議会傍聴の促進に向け取り組んでいく。

**基本方向その4 政策提言と政策立案の強化**

**(15) 議会全体の共通意思としての政策提言に資する「仮称・政策討論会」の検討**

現在、執行機関に対する政策提言は、議員個人として、あるいは、会派の代表として、一般質問の場において行うことが中心となっているが、これらに加え、二元代表制を踏まえ、例えば、市政に関する重要な政策や課題については、「議員相互の討論」を通じて、「議会全体」としての共通認識及び合意形成を図るとともに、その結果集約された意見を議会全体の意見として政策提言していくことが必要である。そのための具体的な取り組みとして、仮称・政策討論会を開催する。

**〔取り組み状況〕**

議会基本条例第13条の規定に基づき、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、平成20年12月に政策討論会に関する規程を策定し、政策討論会を開催している。

**〔今後の方針〕**

政策討論会の検討については、規程を策定し、これに基づき開催していることにより終了とするが、今後は、政策討論会のさらなる充実を図る。

## (16) 政策提言における会派のあり方の研究

近年の本市議会では、議会制度・議会運営における会派制の重要性に対する理解が不足のためか、議事運営の混乱も散見される。これは、議会制度における会派制の位置づけのわかりにくさにも原因があると考えられるため、議会基本条例における会派の位置づけも踏まえ、政策提言の視点でも、あらためて、会派の意義、制度上の位置づけ等について研究し、確認する。

### 〔取り組み状況〕

議会基本条例第4条に会派について規定するとともに、政策討論会に関する規程第7条において、議会内の政策形成主体としての位置づけを行っている。

### 〔今後の方針〕

議会基本条例及び政策討論会に関する規程に会派のあり方を位置づけたことにより終了とする。

## (17) 議員提出条例による政策立案の取り組み

### ① 議員提出条例による政策立案の推進

### ② 条例提案に係る議会の当事者責任明確化の具体策の検討

当事者責任を明確化しながら、条例提案、修正等を行う。

### ③ 議員提案条例の基本的な考え方の検討・整理

例えば、本会議・委員会での政策提言に対して、執行機関で具体化対応がない場合などにおいて議員提案を行うとするなど、議員提案に対する「議会としての基本的な考え方」を検討・整理する。

### 〔取り組み状況〕

前議会において、議員提案の政策条例はないが、当事者責任については、議会基本条例第8条に、議決責任を規定した。

### 〔今後の方針〕

議員提出条例による政策立案の取り組みについては、今後も継続し、具体的な政策立案について調査研究していく。

## (18) 議会みずからの基本事項等を定める条例の制定

### ① 仮称・会津若松市議会議員政治倫理条例の制定（再掲）

### ② 仮称・会津若松市議会基本条例の制定（再掲）

### 〔取り組み状況〕

平成20年6月に「議会基本条例」及び「議会議員政治倫理条例」を制定するとともに、平成20年9月には「会議規則」を、平成23年2月には「議会基本条例」を一部改正するなど、議会のあり方、議会運営、議員の行為規範等について、必要な修正を加えてきた。

**〔今後の方針〕**

「議会基本条例」及び「議会議員政治倫理条例」を制定・一部改正したことにより終了とするが、今後は、「議会基本条例」等の適切な運用に努めるものとする。

**(19) 議員提出条例の申し合わせ事項の検討**

合議機関たる議会や会派制度の意義及び議員としての提案権とのバランスを考慮し、これらを合理的に調和させるための申し合わせ事項を検討する。

**〔取り組み状況〕**

政策形成サイクルにおける政策立案の手続きを明示するとともに、政策討論会に関する規程第7条に議員による提案を規程したことにより、議員・会派等による条例提出等のプロセスを整理した。

**〔今後の方針〕**

政策立案のプロセスを整理したことにより終了とする。

**基本方向その5 継続的な議会改革への取り組み**

**(20) 情報収集・蓄積・提供の充実**

議員からの依頼調査は、依頼議員だけではなくだれもが活用できるよう、調査結果資料を蓄積し、議会図書室等に備え付け、閲覧に供する。

**〔取り組み状況〕**

未実施

**〔今後の方針〕**

情報収集、蓄積、提供の充実については、調査結果資料を蓄積し、議会図書室等に備え付け、閲覧に供するよう、継続して取り組んでいく。

**(21) 議会改革に係る調査研究・研修等の推進**

議会改革に係る調査研究については、議会運営委員会先進地調査、各会派の先進地調査、事務レベルでの情報収集・分析をはじめ、早稲田大学吉野教授による政治倫理講演会（平成18年2月）等を行ってきたが、今後の議会改革等とあわせて調査研究・研修等を推進する。

**〔取り組み状況〕**

議会改革に係る調査研究・研修等については、議会運営委員会をはじめ、各会派においても、各種研修会に参加するなど積極的に実施してきている。

**〔今後の方針〕**

今後も継続して、議会運営委員会をはじめ、各会派において、調査研究・研修等を推進していく。

**(22) 議員個人の能力向上への支援**

政務調査費等も活用しながら、議員の調査研修の充実を図る。

**〔取り組み状況〕**

議員個人の能力向上については、各会派において、各種研修会に参加するなど積極的に実施してきている。

**〔今後の方針〕**

今後も継続して、議員個人の能力向上に向け取り組んでいく。

**(23) 会議規則等に基づく各種書式の整備**

定例的な活動はもとより、政策提案等の議会活動がより円滑に進められるよう手続きに係る各種書式を整備する。

**〔取り組み状況〕**

各種書式については、平成20年7月改訂の先例集（第6版）に、Ⅱ．書式編として整備した。

**〔今後の方針〕**

先例集（第6版）にⅡ．書式編として整備したことにより終了とする。

**(24) 議会実務提要の作成**

実際の議会運営、議会活動に当たっては、関係する法令、条例及び規則並びに先例及び申し合わせ事項が相互に関連しているため、これらを実際の議事運営に即して体系的に整理し、事務提要として作成することで、議会活動、議員活動及び議会事務局事務の円滑な遂行に資する。

**〔取り組み状況〕**

先例集（第6版）を、先例編、書式編、例規編、資料編に分類し体系的に整備した。

**〔今後の方針〕**

先例集（第6版）を体系的に整備したことにより終了とする。